

令和 8 年 度
社会福祉法人阿波市社会福祉協議会 事業計画(案)

『基本方針』

私たちの地域社会は、物価高騰や自然災害の頻発、少子高齢化の加速といった多くの課題に直面しています。これらの課題は、住み慣れた地域で顔見知りの人たちに囲まれて暮らしたいといった住民の思いにも影響を及ぼしており、地域生活の維持に向けた取り組みが求められています。また、社会全体で深刻化している人手不足は、福祉分野においても地域の担い手不足や地域コミュニティの活力低下を招いており、ひととき深刻な状況にあります。

本会では、従来の福祉のまちづくりに加え、「くらしサポートセンターあわ」の運営を通じて、困りごとを抱える方々に寄り添った支援を推進します。さらに、地域住民や多様な機関・団体等との協働を深め、支え合いの仕組みづくりを進めてまいります。

次世代を担う人材の育成や、地域に根ざした活動を通じて思いやりの心を育む取り組みを推進し、持続可能な地域づくりに向けて柔軟に対応するとともに、事業の効率的な推進を図るための環境整備や組織体制の強化といった、組織運営上の課題解決にも引き続き取り組んでまいります。

本会の果たす役割・使命を改めて認識し、次の4項目を重点事業とし、ともに生きる豊かな地域社会の実現のため、地域に根ざした事業展開を図ります。

(重点事項)

1. 社会福祉協議会の活動基盤の整備と健全経営の確立
2. 福祉の心を育てる人づくりの推進
3. 個々の生活にあわせた多角的な支援の継続
4. 多職種と連携し適切な介護サービスを継続して提供



1. 法人経営部門

本会事業を取り巻く現状は、ますます厳しさを増しています。安定的な社協経営の確立を目指し、法人経営基盤の見直しに努めます。阿波市社会福祉協議会としての「総合力強化」を重要な目標とし、組織経営改革に積極的に取り組むことで、地域福祉の推進と持続可能な運営を図ります。

(1) 法人運営基盤の強化

ア. 会務の推進

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能の強化に努めます。

イ. 組織・機構の総体的な見直し

効率的な法人運営を行うために、組織の肥大化を抑制し、柔軟かつ的確に対応できる組織体系を構築します。あわせて、職員の専門性や適応性を勘案し、適正な配置を行います。また、財政の健全化を図るとともに、福祉サービスや地域福祉の向上を目的とした今後の組織を支える職員構造のあり方についても検討を進めます。

ウ. 会員制度の充実

会員のニーズを的確に把握し、地域福祉の推進に努めます。また、コスト管理と費用対効果を重視し、経費の収支を明確にします。

エ. 会計・事務処理の効率化の実現

業務全般にわたり効率化と経費の削減を進めるため、月次経営収支、業務実施状況、月次業務予定等を周知し、現状に即した事業予算の執行状況を明確に把握・管理することで健全な事業運営に努めます。

オ. 職員の資質向上

全ての職員を対象とした職場研修の実施および職員の資質、専門性の向上を図るため、業務に必要な資格取得を奨励し、必要な支援を行います。

カ. 法令遵守の管理体制の強化

法令遵守の管理体制を強化し、個人情報などの適切な取り扱いを徹底するとともに、ガバナンスの向上や運営の透明性を確保し、会員である住民に対する説明責任を果たします。

キ. 働き方改革への取り組み

ワークバランスの実現を図るため、年次有給休暇の取得推進や非正規職員の処遇改善に引き続き取り組み、より魅力ある職場環境の整備を進めます。

ク. 経営・財政基盤の強化

地域住民の福祉ニーズにすみやかに対応し、きめ細かなサービスを提供するために自主財源の確保に努めます。

ケ. 指定管理施設の運営管理

指定管理者制度による施設の効率的な維持管理と運営を行います。

(2) 苦情解決機能の強化

サービス利用者がより良くサービスを活用し、自己実現につながるように、お客様相談窓口の存在を周知し、第三者委員の活動など苦情解決機能を強化します。



2. 地域福祉活動推進部門

安全・安心で、誰もが主役となれる地域を目指します。とりわけ社会的に弱い立場にある方々を地域全体で支え合う身近な仕組みを、これまで以上に多様な団体と連携しながら充実させ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 地域福祉活動計画の実行

第3次地域福祉活動計画の活動を基本に、住民や他団体と連携し住民が主体となった地域福祉の推進に取り組みます。

(2) 地域福祉推進委員会の設置

地域課題を踏まえ、課題解決に向けての話し合いを進めます。
また、各地区の特色を活かした積極的な地域福祉を推進します。

(3) 地域見守りネットワーク活動の推進

- ・小地域サロン活動への支援、協力の強化
- ・各種団体、関係機関との連携強化とネットワークの拡大
- ・緊急時における関係機関との連携体制の整備
- ・困りごとへの気づきに焦点をあてた居場所づくりの整備

(4) ボランティア・住民活動の推進

ボランティア活動を推進するため、各種養成研修の実施や活動に関する広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化、地域資源の活用による事業の一層の充実を図り、心豊かな福祉のまちづくりを推進していきます。

ア. ボランティアセンター事業

地域で安心して暮らせるまちづくり実現のために、本所および各支所で柔軟に対応できるようボランティアの拠点を整備します。

(ア) ボランティアの養成

ボランティア活動を支える知識や技能の習得の機会を提供するため各種養成講座や体験できる機会の場を提供し、人材育成に努めます。

(イ) 地域福祉教育の推進

市内の小・中・高等学校を対象に、福祉教育の研究と実践を通して、児童生徒の健やかな成長に応じ、思いやりのある福祉の心を育成します。
また、学習活動と社会的貢献活動を結びつけ、学校や地域住民、地域の組織、関係者を巻き込み、各地域において福祉教育ボランティアの育成を行います。

(ウ) 災害時に備えた要援護者支援体制づくりの整備

地震などの大規模災害に備え、災害時要援護者の把握や災害活動支援ボランティアの育成および研修を行います。

また、ボランティアの受入れ体制を整備します。

- ・各種研修会（防災体験・研修会の開催）
- ・市並びに市内社会福祉法人施設や関係機関との連携
- ・阿波市社協職員災害時対応マニュアルの整備と確認

- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿った共通理解の実施
- ・アマチュア無線クラブ非常通信ボランティア活動の推進
- ・防災啓発事業（自主防災訓練、市防災フェスタ等）への参加・協力

（５）阿波市生活支援ボランティア事業の推進

高齢者や障がい者などの日常のちょっとした困りごとを地域の方と一緒に支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようちょこっとサポートの啓発活動や支援を行います。

（６）善意銀行を活用しての地域課題の解決と支援

地域のニーズや課題に柔軟に対応できるよう支援します。

（７）障がい者の自立に向けた環境づくり

障がいのある方が気軽に集まれる場や社会参加の促進、支援関係者のネットワークづくりを一層強化します。

ア．地域生活支援事業（市受託）

（ア）理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすための啓発活動を実施します。

（イ）移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動、社会参加のための外出を支援します。

（ウ）スポーツ・レクリエーション教室開催事業

スポーツを通じて体力増強や交流、親睦、自立、社会参加の推進を目的として、障がいの程度に関わらず、誰もが参加出来るニュースポーツを中心に開催します。

（８）共同募金・歳末助け合い運動の推進

地域福祉推進のため、共同募金運動の支援と協力を行います。

（９）各種団体の事務局として活動支援

福祉団体の自立運営に向けた支援を行います。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・阿波市身体障害者会 | ・阿波市老人クラブ連合会 |
| ・阿波市手をつなぐ育成会 | ・阿波市母子寡婦福祉連合会 |
| ・阿波市婦人団体連合会 | ・地区民生委員児童委員協議会 |
| ・阿波市遺族会 | ・阿波市ボランティア連絡協議会 |



3. 相談支援・権利擁護部門

地域住民の多様かつ複合的な課題を幅広く受け止め、すべての人が自分らしく安心して生活できるよう相互の信頼関係を築きながら寄り添い、課題解決と自立を支援します。

また、関係機関との包括的な支援を行い、早期かつ確実に必要な支援につなげます。

(1) 総合相談支援の充実（ふれあい福祉センター事業）

住民一人ひとりの困りごとや相談を受け止めるため、市や他機関と連携を図り「総合的な相談支援体制の構築」が必要とされています。地域には、制度の狭間にある方や引きこもりの問題など複雑な困りごとを抱えている方もいます。自らSOSを発信できない方へはアウトリーチ活動（訪問活動）を取り入れながら、身近な相談相手である民生委員児童委員等と協力し、福祉の総合相談窓口体制を目指します。

- ・心配ごと相談、無料法律相談、行政相談、人権相談、結婚相談
- ・心の相談
- ・障がい者の親の心のケア（土成支所）
- ・福祉・介護相談
- ・成年後見・相続・遺言相談（本所）
- ・年金相談（吉野支所）

(2) 民生委員児童委員との連携

地域住民が抱える生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中、民生委員児童委員及び関係機関・団体との連携強化を図り、地域住民にとって最も身近な相談者である民生委員児童委員と地域における隠れた福祉ニーズを発掘し、課題解決に向けて継続的かつ丁寧な支援を取り組みます。

(3) 生活困窮者に対する生活支援

住民が地域社会において、日常生活を営む上で直面する様々な生活困難課題を緩和及び解消するため、幅広い分野の関係機関と連携し柔軟な個別支援を行います。

ア. 生活困窮者自立支援事業（市受託）

生活に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

・自立相談支援事業

本会に「くらしサポートセンター阿波」を開設し、経済的理由等から生活に悩みや課題を抱える方の相談を受け、活用できる各種サービスや情報提供及び助言を行います。また、継続的な支援が必要な場合は問題解決に向けた支援計画を作成し、自立した生活を送れるよう支援します。

・就労準備支援事業

自立相談支援に基づき、直ちに就労することが困難な方に対し、可能な限り就労による自立を目指すことができるよう、生活面や福祉面も含めて支援します。

- ・家計改善支援事業

家計改善支援員を配置し、自立相談支援機関と協働して生活困窮者からの相談に応じ、家計の見直しなどを共に行うことにより、家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるようきめ細かく支援します。

- ・こどもの学習・生活支援事業

世帯の経済的理由等により学習の機会が失われないよう、高校受験や将来の自立に向けて学びの機会を提供し、生活習慣の改善に関する助言や、養育相談を行います。

- イ. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

エネルギーや食料品等の価格高騰の影響により経済的に困窮したり、就労や心身等の状況で社会的に困窮したりする世帯が増加しており、それぞれに多様かつ複合的な課題を抱え、厳しい状況を余儀なくされています。そのため、生活保護に至る前段階での支援がますます重要とされ、生活困窮者自立支援の選択肢の1つとしての役割を担い、民生委員児童委員や関係機関との相互の連携のもとで、様々な生活支援サービスと合わせ、一人ひとりに寄り添いながら生活の立て直しをサポートします。

（４）権利擁護支援に関する取組み

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の権利や財産を守り、本人が自立した生活を送れるよう支援します。加えて、必要な情報や制度をわかりやすく提供します。

- ア. 日常生活自立支援事業（県社協受託）

- ・判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的な金銭管理、書類等の預かりを支援します。

- ・専門員、生活支援員の配置

- イ. 法人後見事業（独自）

- ・意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が家庭裁判所の受任を受け、成年後見人、保佐人または補助人になることにより財産管理や身上監護を行い、その権利を擁護します。

- ・後見業務の実施にあたり、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職と行政職員や障がい者施設職員等による運営委員会を適宜行い、受任の適否の判断や後見業務の指導を受けながら適正な後見業務を実施します。

- ウ. 金銭管理等支援サービス事業（独自）

- ・初期認知症等加齢による心身の不安定な状態の一人暮らし高齢者や障がい者等で自己決定能力が低下している方が、自立した地域生活を送れるよう日常的な金銭管理等のサービスを実施し、見守り等を行います。

（５）高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止活動の推進

高齢者・障がい者・児童への虐待の防止のため、これまでの各種の虐待防止に関する取り組みを強化するためのネットワークの構築や相談支援の強化を行います。

4. 介護・生活支援部門

介護保険法に基づき、介護ニーズに応じた機動的なサービスを提供します。
住み慣れた地域の中で、その人らしい生き方・生活を尊重し、支援や介護が必要な方が安心して生活が継続できるよう、必要に応じて柔軟な支援に努めます。
また、自然災害や感染症対策に係る体制の整備に努めます。

(1) 在宅福祉サービス部門の機能強化

ア. サービスの質の向上

資格の取得や各種研修会へ積極的に参加し、職員の質やよりきめ細かいサービスの向上に努めます。また、様々な広報媒体の活用や関係機関と連絡を密にし、住民に対する介護サービスの制度や仕組みの周知に努めます。

イ. 経営体制の整備

事業を安定的に継続するためにサービス提供状況について把握・分析することにより健全経営を推進し、新規利用者の獲得と事業の運営加算等による収入の増加を図るとともに、コスト削減と安定経営に努めます。

ウ. 地域福祉の推進と在宅福祉サービスとの連携

創意工夫によりサービス提供を通じて生活課題の解決に向けて、本会の行う地域見守りネットワーク活動等の地域福祉活動に利用者と家族を組み入れ、利用者の意思に基づき、地域の中で自立した生活を営むことができるよう支援する在宅福祉サービスに努めます。

エ. 各部門間の連携

本会の法人運営部門、地域福祉推進部門、地域包括ケアシステム、医療体制、各介護サービス事業者等との連絡体制を密にし、恒常的な情報交換・研修会・経営会議等において連携を深めるよう努めます。

オ. 財務体質の向上

制度の動きを常に把握し、法改正や報酬改定といった制度環境の変化に備えます。

(2) 介護保険サービス事業・地域支援事業の経営

居宅介護支援事業やデイサービス事業、地域生活支援事業を実施して、介護や支援を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。

また、要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営む事が出来るよう支援するための介護予防・日常生活支援サービスを利用者の選択に基づき提供します。

また、地域福祉との連携によって、介護保険法・地域包括ケアシステムに対応できる体制を整え、取り組みを充実します。

ア. 居宅介護支援事業

介護支援専門員が要介護状態及び介護予防・日常生活支援事業対象の方に対し、ご本人様とご家族様が、サービスを選択、決定した介護支援計画を作成し、医療機関及び各介護サービス事業者との連携を図りながら、ご本人様とご家族様の望む日常生活ができるよう支援します。

イ. 通所介護事業

利用者が豊かで充実した生活を送れるよう支援を行うとともに、介護者

の負担軽減にもつながるサービス提供を心がけ、地域や利用者から選ばれる、信頼されるデイサービスを目指します。

(3) 介護認定訪問調査業務の受託

介護認定申請者に対して、介護支援専門員の資格を持つ調査員が自宅などに訪問し、公正・中立的な立場で心身の状況の調査を行います。

(4) 阿波市地域活動支援センターの運営（市受託）

（あわデイサービスセンター併設）

利用者が、住み慣れた地域で生活しながら、創作的活動や生産活動、社会との交流を通して、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援を行います。



5. その他、地域福祉推進及び本会の運営に必要な事業

(1) 阿波市デマンド型乗合交通予約センター

（阿波市地域公共交通活性化協議会受託）

デマンド型乗合交通の予約センター業務を受託し、買い物や通院のための交通手段の確保に努めます。